

ブラジルのBSE対策状況のまとめ【暫定版】

国名		ブラジル
国内安定性	飼料給与	1996年：反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 2001年：ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 2004年：全ての動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止
	SRMの利用実態	SRMの範囲：全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部 【SRM】 ・脳、眼、扁桃、脊髄、回腸遠位部：焼却処理。脳及び脊髄は人の食用として流通可 ・頭蓋骨、脊柱：肉骨粉に加工（加工後の利用状況は確認中） 【死亡牛】 ・農場で焼却もしくは埋却（2003年以降は死亡動物の加工を法的に禁止）
	レンダリングの条件	2003年：133℃/3気圧/20分での処理を義務付け
	交差汚染防止対策	2008年：同一施設内での反すう動物用飼料と非反すう動物用飼料の製造を禁止（ただし、一定の要件を満たす施設は適用除外）
サーベイランス		24か月齢超の臨床症状牛・死亡牛、36か月齢超の緊急と畜牛・と畜前検査異常牛、BSEリスク国からの輸入牛
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	・獣医官によりと畜前検査が実施され、疾病あるいは異常な行動の有無に関する観察を行う。神経症状を示す個体は隔離され、脳幹採取の対象となる。
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない。
	ピッシング	実施していない。
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部
	SRMの除去	・頭部の処理： ①頭部検査後に食肉検査官により扁桃を除去 ②舌、下顎及び筋肉が除かれた後に熟練した作業員が眼を除去 ③専用の機械を使って熟練した作業員が頭部を分割し、脳を除去 ・回腸遠位部の処理：熟練した作業員により盲腸との接合部分から少なくとも70cmの回腸を除去 ・SRMの除去は、と畜場におけるSRMの管理プログラムの実施を検査官が検証することにより確認
	実施方法等	背割り鋸は一頭毎に洗浄
		脊髄は、枝肉の背割り後に専用のナイフまたは吸引装置により除去し、十分な量の水により枝肉洗浄 脊髄の除去は、検査官により確認
MRM	製造している(9施設)。	

表1 各国のBSE検査体制（2014年1月現在）

	日本	ブラジル	(参考) OIE
健康と畜牛など	48 か月齢超	—	—*2
高リスク牛*1	24 か月齢以上の死亡牛等 (24 か月齢未満であっても中枢神経症状を呈した牛や歩行困難牛等は対象)	24 か月齢超の高リスク牛等	30 か月齢超の高リスク牛

*1 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと。

*2 OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。また、OIE が示す「管理されたリスクの国」は10万頭に1頭の、「無視できるリスクの国」は5万頭に1頭のBSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが要求される。

表2 各国の特定危険部位（2013年末現在）

国	SRM	
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。） ・30 か月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。） 	
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部 	
OIE	管理されたリスクの国	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 ・30 か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
	無視できるリスクの国	—

表3 各国の飼料規制状況（2013年末現在）

		給与飼料			
		日本		ブラジル	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	○
	豚	×	○	×	○
	鶏	×	○	×	○